平成２４年（フ）第７０９号
京都市中京区聚楽廻西町114番地１
債務者　坂本　タネ
１　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７６２号
京都市伏見区深草瓦町52番地１　メゾンポインセチア206
債務者　鈴木伊津子
１　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２７８号
兵庫県加古川市平荘町池尻395番地の１
債務者　門野千三郎
１　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２８５号
兵庫県姫路市北平野５丁目14番18号パセリＫＴＤ301号室
債務者　外杦保　勉
１　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３３２号
広島市西区己斐上５丁目９番12号
債務者　板倉　貴彦
１　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４４３号
広島市安芸区中野２丁目３番５号
債務者　木村万理子
１　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４７８号
広島市西区庚午中３丁目８番20―303号
債務者　藤本　美子
１　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５１６号
広島市安佐北区落合３丁目８番14―408号
債務者　川口　美恵（旧姓早川）
１　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４７号
広島県東広島市八本松東２丁目８番29号
債務者　黒木　昌子
１　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５号
山口県萩市大字江向27番地
債務者　末永　光正
１　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第１４７１号
福岡市早良区干隈３丁目29番13号
債務者　眞杉　幸長
１　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６８９号
福岡県朝倉郡筑前町栗田2407番地
債務者　手嶋真知子
１　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８０４号
福岡市博多区吉塚５丁目12番13―403号
債務者　赤木慶三郎（旧姓馬場）
１　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８５３号
福岡市南区曰佐３丁目26番25号
債務者　西村　　勝
１　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９３１号
福岡県春日市須玖南５丁目63番地アーサー須玖リベックスⅡ204号
債務者　平田　和枝
１　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９５７号
福岡市東区唐原５―１―５エクレーヌ森105号
債務者　岡野　廣之
１　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１０５号
福岡市博多区千代１丁目24番12―203号
債務者　田口龍之助こと　田口圭一郎
１　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部